

荒川区障がい者総合プラン（素案）に関するパブリックコメントの実施結果

（１）募集期間

令和5年12月11日（月）～令和5年12月25日（月） 15日間

（２）実施方法

荒川区障がい者総合プラン（素案）を区役所障害者福祉課及び情報提供コーナーにおいて閲覧に供するとともに、荒川区ホームページに掲載しました。また、令和5年12月11日発行のあらかわ区報でパブリックコメントを周知しました。

（３）意見提出数

22人（46件）

（４）意見の概要及び意見に対する区の考え方

計画への反映（ :新たに記載・修正 / :既に記載 / :意見・要望として拝受）

	分野	意見の概要	区の考え方	記載ページ	
1	総合	対象について、難病の方やその他の日常生活や社会生活に制限のある方も対象になっていることが大事なことだと思ふ。	本プランにおいては、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、難病、高次脳機能障がい、その他心身の機能の障がいにより、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある方（18歳未満の子どもを含む）、並びに障害児入所・通所支援等を利用している子ども、並びに恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である方（18歳以上の方を含む）等を対象としております。	P5	○
2		障がい者総合プランは、基本理念に基づく基本目標及び基本方針1から5の重点施策以外についても、目標達成となるよう目指してほしい。	本プランを着実に推進していくため、地域の関係機関から構成される「自立支援協議会」を活用し、本プランの施策等における進捗状況等を定期的に報告するとともに、その進捗状況の管理を行い、地域の関係機関との連携を図っていきます。	P7	○
3		障がい者実態調査については、アンケート回収率の低さが目立つため、少なくとも50%以上を目指し、計画に反映することが大事だと思ふ。	令和4年10月に身体障害者手帳所持者をはじめ、障がい種別等ごとの7区分に対して、「障がい者実態調査」を実施し、有効回収率が46.6%となっております。今後も、障がいのある方の意見を反映し、よりより計画とするため、障がい者実態調査の回収率の向上に努めていきます。	-	
4		策定趣旨の「住み慣れた地域で誰もがお互いに支えあう」という部分では、非常に困難になってきている状況に思っている。一つに、障がい者の生活を支える事業所を確保する困難さが目立っている。子どもの医療的ケアも追加されたことも重要なことと評価したい。	サービスの利用を必要としている方へ適切な情報提供を行う必要があるほか、利用者の希望に応えられるよう、サービス量の確保を図る必要があります。重度訪問介護について、支援体制の充実を図るため、事業所の質の向上やサービスを行える事業所の確保に努めていきます。	P109	○
5	相談支援体制	福祉サービスを利用しておらず、情報収集の方法も分からない方がおり、そのような方のニーズを発見できるような機能が充実出来ると良い。 また、何でも相談ができ、相談を受けた機関が必要な機関へつなげられるような機能を持つ場所が様々な拠点に出来たら良い。	基幹相談支援センターを設置し、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の関係機関等のネットワークを構築するとともに、様々な障がいに係る相談に応じ、総合的な相談支援体制を整備しています。 また、様々な相談に対応するため、区の窓口やたんぼぼセンター、支援センターアゼリアなどいつでも相談できる体制を整備しています。	P84 ～ P86	○

6	相談支援体制	支援センターアゼリアや精神障害者相談支援事業所コンパスについて周知が図れていない。	支援センターアゼリアや精神障害者相談支援事業所コンパスでは、精神障がい者及びその家族等からの相談や必要な情報提供及び助言等を行う施設となります。 支援センターやコンパスの認知度向上に向け、さらに周知を行います。	P 8 4 ~ P 8 6	○
7		支援センターアゼリアは、精神障がい者にとって有益な場所であり、施設の老朽化が課題であることから、現在の建物に代わる建物を探すことや新築するなどの検討が必要ではないか。	精神障がい者の地域生活の支援の拠点となる支援センターアゼリアのより一層の安心・安全な運営を確保するため、建物の建替え等について検討を進めていきます。	P 8 4 ~ P 8 6	○
8		「重層的支援体制整備事業の検討」について、より効果的に協働できるよう、ケースに応じた役割分担や連携を調整できる場や機会を設けることについて検討を進めていただきたい。 (同様の意見が他に1件)	区の相談支援等の既存の体制を活かしつつ、地域住民の重層的・複合的な支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を行うため、重層的支援体制整備事業について、検討を進めていきます。	P 8 4 ~ P 8 6	○
9	成年後見制度の利用支援等	精神障がい者の親なき後の問題は切実になっている。成年後見制度などにも問題点があり、司法書士や家族信託などについても周知する必要がある。	区では、成年後見制度の普及啓発のため、パンフレットの作成や基幹相談支援センターによる権利擁護研修の実施などを行っています。 今後も成年後見制度の普及啓発をいっつ、多様な制度について、利用者のニーズに沿った適切な周知に努めていきます。	P 9 0	
10		障がいのある方々の両親の高齢化が進んでおり、成年後見制度の問合せがある中、理解促進のための取り組みがこれからも必要であると考え。	成年後見制度は、制度や利用方法が難しいことから、荒川区社会福祉協議会と連携を図り、制度のさらなる理解促進や利用の際の手続きの支援・費用の助成等に取り組んでいきます。	P 9 0	○
11	意思疎通支援	失語症の方や高次脳機能障害で失語を伴う方が支援者の派遣を望む声を多く聞くため、意思疎通支援事業における失語症向け意思疎通支援者派遣事業を開始していただければと思う。	障がいの有無に関わらず、全ての方が円滑なコミュニケーションを図り、その人らしく安心して暮らし続ける社会を実現することが重要となることから、失語症の方への支援の必要性も認識しております。 そのため、ニーズを把握に努め、失語症向けの意思疎通支援の実施等について研究してまいります。	—	
12		手話通訳者派遣事業について、在籍日が決まっているのは不便であるため、常に同じサービスを受けられるようにしてほしい。	障がいの有無によらず、自立した生活や社会参加を促進するためには、障がいの特性に応じたコミュニケーション支援が必要となります。ICTを活用した遠隔手話通訳等サービスなどを行っています。ICTを活用したコミュニケーション支援について、より一層障がい特性に応じた支援を研究していきます。	P 9 5 ~ P 9 7	○
13	差別解消	子どものみならず、教育者の方々にも、障がい者当事者のことを理解していただく必要がある。	障がい者の差別解消に関するパンフレット等の配布や民間事業者等を対象とした差別解消講演会を行い、差別解消への取り組みを行っています。	P 9 9 P 1 0 0	
14		障がい者差別の解消のため、学齢期から、障がいに対する理解が深められるような取り組みを行うなど、啓発活動を積極的に実施してほしい。	また、関係機関との連携を図りながら、小中学生や教員等に向けた普及啓発にも取り組んでいきます。		

15	施設整備	スクラムあらかわを退所後に荒川区内ではなく地方に入所をするケースが出てきており、住み慣れた街あらかわで住み続けられるように、重度障がい者を受け入れるグループホームの確保の推進が必要だと思う。 (同様の意見が他に9件)	障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、障がい者グループホーム等施設整備事業やグループホーム設置促進事業の制度周知等を行うほか、課題である建設用地の確保についても公共用地の活用を積極的に検討するなど、重度障がい者を受け入れるグループホームの確保を進めていきます。	P101 P102	○
16		区的生活介護施設において、一人一人に合った施設を選んでいただきたいが、現状空いている施設に入るといいう形になっていると感じるため、生活介護施設を増やしてほしい。	障がい者グループホーム等施設整備事業の制度周知等を行い、区内の生活介護施設の誘致を図り、重度障がい者の日中活動の場の確保を進めていきます。また、特別支援学校の卒業生の動向等を見ながら、指定管理の生活介護施設の定員の拡大を検討していきます。	P118	○
17		病児保育のような施設の設置をしてほしい。	区で実施している、短期入所や緊急一時保護事業など障害福祉サービスにおいては、感染症などにより、当該サービスを利用できない場合もありますが、一時的に家庭で介護ができない場合に介護者に代わって介護を行っております。	—	
18		強度行動障がいや医療的ケアが必要な方の長期で入所できる場所が少ないのではないかと感じるため、区内にもそのような施設があったら良いと思う	強度行動障がいや医療的ケアが必要な方が安心して利用できる施設は重要であると認識しております。 強度行動障がいの方の支援ニーズの把握や医療的ケア児等支援協議会における支援策の検討を行うとともに、障がい者グループホーム等施設整備事業の制度周知等を行うほか、公共用地の活用を積極的に検討するなど、重度障がい者を受け入れるグループホームの確保を進めていきます。	P84 ~ P86 P101 P102 P116 P117	○
19	在宅系サービス等	荒川区障がい者総合プランについて、障がいのある子どもたちとその家族への経済的支援制度の改善を図るため、現行の所得制限の撤廃又は補装具費支給制度の補助の増額を要望する。	区の障がい者福祉施策については、住み慣れた地域で誰もがお互いに支え合い、その人らしく安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指して、様々な障害福祉サービスを実施しております。 所得状況に応じ、障害福祉サービスごとに所得制限や自己負担割合を設けていますが、国においても所得制限撤廃等の動きがあることから、区としても状況を注視してまいります。	—	
20		荒川ばん座位体操は非常に生活に取り入れやすく、これからも多くの方々を知っていただきたい体操だと思う。	荒川ばん座位体操は、ひとりでも多くの方が取り組めるよう、座った体勢で行える体操であるため、障がい者等の健康維持・健康管理の意識を高めるために重要な取り組みとなります。引き続き、養成研修やステップアップ研修等を通じて、リーダーの養成に取り組むとともに、様々な機会をとらえ体操の周知を進め、さらなる事業の活性化を図ります。	P107	○
21	教育	ASDとADHDの特性は別々なものであり、普通級の人数増加・25人クラスへの移行などで教室数に限界があることから、特性に合わせた支援級の増設として、知的クラス・情緒クラス・支援教室の拡充が必要と考える。	知的障がい特別支援学級は、令和3年度に第三中学校に新設しており、特別支援教室は、令和4年度に小学校拠点校を8校へ、令和5年度に中学校拠点校を2校へ拡充しております。また障がいの有無に関わらず、社会的自立や社会参加に向けて個々の能力や個性を伸ばすインクルーシブ教育を推進するため、全小中学校に特別支援教育支援員等の配置も行っています。 今後も子どもたちが、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、特別支援学級等の適正配置と特別支援教育の質の向上に取り組んでいきます。	—	

22	教育	「みらい」教室の拡充をしてほしい。	適応指導教室「みらい」においては、その設置目的を学校復帰支援としながらも、不登校傾向にある児童生徒への支援拡充を行うため、学習や集団活動等の居場所としての機能も有することとして、令和5年度からその運用方針を変更しております。 今後不登校傾向にあるお子様一人ひとりに合わせた適切な支援を保護者の皆様に寄り添いながら充実させてまいります。	—	
23		環境・人的、荒川区全体の障害者支援を学校だけに任せるには難しいと考えることから、学校の先生だけに頼らず、たんぼセンター、子ども家庭総合センターに在籍の児童心理士が連携し、包括的に学校のサポートをしてほしい。	インクルージョン推進のため、荒川たんぼセンターの児童発達支援センター化を図りつつ、児童発達支援センターが、保育所等訪問支援の実施や保育所等の障がい児への支援の協力を行うなど、インクルージョン推進体制の中心となり、関係機関との連携体制の構築・強化を図ってまいります。	P114 P115	○
24		中学校にも障害児のための学童を設置してほしい。	区では、障がい者（児）日中一時支援事業や放課後等デイサービス等により、日中の居場所や療育の場の確保を行っております。引き続き、事業所の一定の質を確保しつつ、居場所の確保に努めていきます。	P112 P113	○
25	機能訓練	理学療法士や作業療法士からの視点での支援により、障がいのある方の自立度に効果があると考え、適切なアドバイスや支援を行える環境を望む。	高次脳機能障がいの方への支援については、障がいの特性により、支援内容が多様であることから、たんぼセンターにおいて、理学療法士や作業療法士などの様々な職種によるチームでの支援を行ってまいります。また、支援には専門性が求められるため、様々な研修を通じ、支援に関わる職員のさらなるスキルアップを図ってまいります。	P119	○
26	就労支援	障がいのある方が就労した後に仕事の相談や日常の話が気軽にできる場の拡充をしてほしい。	令和8年度までに、障がい者の法定雇用率が段階的に引き上げとなるなど、雇用機会が拡大されます。このような状況を踏まえ、区においても、じょぶあらかわによる就労及び生活面での支援を行うとともに、就労移行支援や就労定着支援事業所などの関係機関との連携を強化し、障がい者の就労への支援体制の強化を図ってまいります。	P121 P122	○
27		区内の事業所において、新設される就労選択支援事業を実施し、福祉的就労から一般就労に移行するための、人材の育成、適正なアセスメント等を実施など、就労支援体制の強化が必要になると考えられる。	就労を希望する障がい者のニーズや社会状況に対応し、本人の希望や能力に沿った、よりきめ細かい支援を提供するため、新たな障害福祉サービスとして、「就労選択支援」が新設されます。就労選択支援のサービスを実施する事業所と関係機関との連携体制を構築し、さらなる就労支援の強化を図ります。	P121 P122	○
28		区役所において障がい者を採用し、障がい者の雇用を増やすことはいかがか。	区では、これまで「じょぶあらかわ」などと連携し、積極的に障がい者雇用に取り組んできました。 今後も周囲の丁寧なサポートや職場のバリアフリー化など、様々な側面からサポートを充実させ、障がいのある方々が安心して働ける環境を整えていきたいと考えています。	—	
29	社会参加	福祉タクシーの対象を手帳所持者全員に拡大してほしい。	福祉タクシー利用券交付事業については、外出困難な在宅の障害者に対し福祉タクシー利用券を交付することにより、障がい者の通院等による健康の維持、社会参加による生活圏の拡大等を支援することを目的としております。 今後、社会情勢の変化等を注視しつつ、事業の見直しを行ってまいります。	—	

30	社会参加	<p>難病患者の方の通院等における苦労など、移動手段のありようによって生活の質が全くことなる現状がある。交通機関等の利用支援、車の運転に関わる支援にご理解いただきたい。</p>	<p>区では、通院等による健康の維持や社会参加による生活圏の拡大等のため、福祉タクシー券の交付等を実施していますが、難病患者の通院時の費用負担等について課題があると認識しております。</p> <p>今後、難病患者への支援の充実に向け、難病患者を対象とした通院支援を行います。</p>	P 1 2 6	○
31		<p>障がいのある方の作品の発表の場の拡大やゆいの森のさらなる活用をしてほしい。 (同様の意見が他に1件)</p>	<p>今後も、荒川たんぼセンターをはじめとする、障がい者関連施設等と連携し、ワークショップ等を通じて、創作等の文化芸術活動をさらに促進していきます。また、区内施設の利用者が作成した作品について、引き続き、区役所やゆいの森あらかわ等で展示を継続するとともに、東京都立大学荒川キャンパスなどの成果の発表の場の拡大に努め、作品を通じた交流・理解促進や障がい者が地域で自分らしく輝くための環境づくりに取り組んでいきます。</p>	P 1 2 8 P 1 2 9	○
32		<p>荒川区外で実施する障がい者作品展への出店や企画の補助金の検討をしてほしい。</p>	<p>文化芸術活動の充実は重要であると認識しております。</p> <p>今後、障がいのある方の文化芸術活動を促進するため、どのような方法が効果的であるかを検討し、障がい者が地域で自分らしく輝くための環境づくりに取り組んでいきます。</p>	-	
33	福祉人材の育成・確保	<p>グループホーム運営支援の施策にある安定した運営や支援体制を確保するためには、人材の確保は必須となるため、これまで以上の補助金や運営費の補助が必要である。</p>	<p>区では、グループホームの安定的な運営を確保し、障がい者の自立した生活の促進を図るため、グループホームを運営する事業者に対し、運営費の補助を行っています。グループホームの運営事業者に対し運営費の補助を行う等、グループホームの安定的な運営や支援体制の確保をさらに進めてまいります。</p>	P 1 0 3	○
34		<p>障害者福祉に係る資格取得に関して、同行援護や重度訪問介護、強度行動障がい等について、資格取得しやすい環境整備のため、資格取得にかかる費用の全額または一部の資格取得支援金制度を作ってほしい。 (同様の意見が他に1件)</p>	<p>ヘルパー等の障がい福祉人材の確保を図るためには、資格取得費用の助成などの検討は重要であると認識しております。</p> <p>まずは、同行援護における資格取得費用の助成などを行い、資格が取得しやすい環境の整備を行ってまいります。</p>	P 1 2 5	